

地域サロン事業助成実施要綱（案）

（目的）

第1条 年齢・障がい等にかかわらず、地域の住民が自発的に作り上げていく地域福祉活動として、孤立予防や介護予防を視点とした地域の楽しい拠点づくりとすることを目的とし、それを進める団体（以下「サロン」という。）に助成を行う。

（実施主体）

第2条 この助成の実施主体は社会福祉法人厚真町社会福祉協議会（以下「社協」という。）とする。

（助成対象サロン）

第3条 助成対象は厚真町民を対象とし、高齢者等の地域での孤立化を防止する等、地域の交流の場の提供をしている、第1条の目的に沿ったサロンに対して助成を行う。

尚、次に掲げる活動は対象外とする。

- （1）政治、宗教を伴う活動
- （2）営利を目的とした活動

（事業の実施場所）

第4条 サロンの場所は、各サロンにおいて確保するものとし、原則として生活館、集会所等の地域住民が集まれる施設とする。

（対象事業の内容）

第5条 参加者が気軽に集まり、協力し合い参加者の意見、要望に添って以下のような内容を実施する。

- （1）茶話会
- （2）レクリエーション・体操
- （3）制作活動
- （4）野外活動
- （5）その他、目的達成のために必要な活動

（事業の実施期間）

第6条 当事業の実施期間は4月1日から3月31日までとし、原則として月1回以上の事業実施とする。

（助成金額）

第7条 サロン事業活動費として別表のとおり助成を行うものとする。事業実施期間途中から助成金を申請した場合、又は中止した場合は、月割りにて助成を行うものとする。

(申請方法)

第8条 助成金を希望するサロンは、地域サロン助成金交付申請書（様式1号）に地域サロン事業計画書（様式2号）、地域サロン事業収支予算書（様式3号）及び、地域サロン助成金交付請求書（様式4号）を添付して提出するものとする。

(助成金の交付)

第9条 会長は助成金の交付目的を達成するために必要があると認めた場合は、助成金を概算払いにより交付することができる。

(報告書の提出)

第10条 助成を受けたサロンは、活動終了後、速やかに地域サロン事業実績報告書（様式5号）に地域サロン事業報告書（様式6号）及び、地域サロン事業収支決算書（様式7号）を添付して提出しなければならない。

(その他)

第11条 事業実施にあたっては、事業の円滑な運営や参加の呼びかけ、協力者の確保等目的遂行のための努力を図るものとする。

社協は、サロン事業の活動が充実するよう、活動や運営に関する助言、指導、情報提供などを必要に応じて支援する。

附則 この要綱は令和5年9月12日から施行する。